

大口町告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき
二ツ屋自治会の代表者を変更した旨の届出があったので、同条第10項の規定に基
づき告示する。

令和5年4月5日

大口町長 鈴木雅博

1 変更があった事項及びその内容

代表者を水野 靖久（大口町二ツ屋一丁目77番地）から水野 勝司（大口町
二ツ屋一丁目81番地）に変更する。

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

代表者の改選